びに大字万寿新田字一番割、字江上地先、字二番割、字二番割地先、字三番割、字三番割地先及び字七番割地先並びに大字福江字角山、字松下、字本郷、字上組、字上組地先、字卯改地先及び字横手並びに大字石亀字堤際、字堤際地先及び字村前地先並びに大字森下字石亀境地先及び字土取、愛知県愛西市塩田町六反田地先及び江並地先並びに立田町北郷附地先、船頭平地先及び杁先地先並びに森川町弥左屋敷地先並びに早尾町井下野地先及び西立切地先並びに三和町田尻地先を加え、岐阜県各務原市下中屋町字堤外並びに大佐野町字堤外並びに上中屋町字村前堤外及び字村西堤外を削り、愛知県一宮市光明寺字岸裏並びに浅井町極楽寺字狐穴、愛西市立田町富安地先、前田面地先、郷附地先及び松田地先並びに早尾町大西地先並びに葛木町長池地先及び高田地先並びに石田町知田地先並びに後江町北田面地先及び南田面地先並びに三和町中ノ割地先、岐阜県各務原市神置町字堤外並びに下中屋町字弥平島及び字向山、羽島郡笠松町米野字高瀬地先、羽島市桑原町小薮字坏先、字坏先地先、字中道及び字中道地先、海津市海津町大字油島字南割、字南割地先及び字西割並びに万寿新田字七番割の事業地を変更し、愛知県江南市大字宮田字河原並びに大字鹿子島字河原を愛知県江南市宮田神明町緑並びに大字鹿子島に名称の訂正を行う。

使用の部分　なし

**○国土交通省告示第三百号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千八十三号大和都市計画公園事業八・六・三号飛鳥公園及び平成二十一年国土交通省告示第七百六十二号大和都市計画公園事業八・六・七号平城宮跡歴史公園

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十六年建設省告示第二千八十三号、昭和五十九年建設省告示第四百七十七号、昭和五十年建設省告示第千七十八号、昭和五十二年建設省告示第五百九十号、昭和五十六年建設省告示第三十三号、昭和五十九年建設省告示第五十六号、昭和六十三年建設省告示第七百五十五号、平成三年建設省告示第五百十七号、平成六年建設省告示第八百四十四号、平成八年建設省告示第三百八十九号、平成十三年国土交通省告示第四百二十一号、平成十五年国土交通省告示第三百四十七号、平成十八年国土交通省告示第千二百二十号、平成二十年国土交通省告示第三百八十九号、平成二十一年国土交通省告示第七百六十二号及び平成二十三年国土交通省告示第三百七十三号の事業地のうち奈良県高市郡明日香村大字檜前地内並びに奈良市佐紀町及び二条大路南三丁目地内において事業地を変更し、奈良県奈良市二条大路南四丁目及び法華寺町地内を加える。

使用の部分　なし

**○国土交通省告示第三百一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第四百四十七号淡路・東浦都市計画公園事業九・六・一号淡路島公園及び平成九年建設省告示第六百四十七号神戸国際港都建設計画公園事業九・七・二号しあわせの森

三　事業施行期間　自平成八年三月十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○国土交通省告示第三百二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十二年建設省告示第三百四十六号及び平成二十年国土交通省告示第三百九十二号の事業地のうち京都府八幡市八幡六原地内において事業地を変更し、京都府八幡市八幡在応寺地内を加える。

使用の部分　なし

**○国土交通省告示第三百三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第千六百三十四号福岡都市計画公園事業九・七・一号海の中道海浜公園

三　事業施行期間　自昭和五十一年十二月二十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○国土交通省告示第三百四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第四百九十九号神埼都市計画及び佐賀東部都市計画公園事業九・六・一号吉野ヶ里歴史公園

三　事業施行期間　自平成六年三月七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

**○国土交通省告示第三百五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第五百七号本部都市計画公園事業五・七・一号沖縄国際海洋博覧会記念公園及び昭和六十二年建設省告示第千六百八十七号那覇広域都市計画公園事業五・五・那五号首里城公園

三　事業施行期間　自昭和五十一年三月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし